

新温泉町学校支援地域本部事業地域学校協働活動推進員設置要領

令和2年7月1日

新温教生第82号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法第9条の7第1項及び新温泉町学校支援地域本部事業実施要綱第8条の規定に基づき、地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、新温泉町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、新温泉町教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

(活動内容)

第3条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者及び地域ボランティアとの連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、登録、配置、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承諾)

第4条 推進員は、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第5条 推進員は、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員活動状況報告書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

(活動日及び活動時間)

第6条 推進員が活動する時間は、年224時間の範囲内とする。ただし、この範囲を超える活動で、委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

(身分証)

第7条 委員会は、第2条の規定により委嘱した推進員に対し、身分証を交付する。

2 推進員は、業務に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(謝礼)

第8条 委員会は、推進員の活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(任期)

第9条 推進員の任期は、委嘱の日から当該年度とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第10条 推進員は、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、14日前までに委員会に申し出なければならないものとする。

(委嘱の解除)

第11条 委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員の活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 推進員としての活動の実績が良くない場合
- (4) 推進員としてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第12条 推進員は、委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、新温泉町教育委員会事務局生涯教育課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。